

○善行ほう賞に関する達

昭和29年7月1日
海上自衛隊達第4号

改正 昭和31年8月1日 海上自衛隊達第39号〔第1次改正〕

昭和36年6月12日 海上自衛隊達第43号〔自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達3条による改正〕

昭和36年9月1日 海上自衛隊達第63号〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理等に関する達2条による改正〕

昭和36年10月17日 海上自衛隊達第87号〔第2次改正〕

善行ほう賞に関する達を次のように定める。

善行ほう賞に関する達

(目的)

第1条 この達は、海上自衛隊に勤務する隊員（以下「隊員」という。）で善行のあつた者をほう賞し、もつてその行為を顕彰するため必要な事項を規定することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この達において「善行」とは、隊員の道徳上の模範的行為をいい、表彰に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）により表彰の対象となる隊員の功労及び勤務精励を含まないものとする。

(善行ほう賞権者)

第3条 善行 賞権者は、「訓令」第10条及び第17条の規定による賞詞及び賞状の表彰権者とし、そのほう賞範囲は、その指揮監督下にある隊員とする。

(善行ほう賞の手續)

第4条 船舶の長、課（所、室を含む。）長、科長及び補充部長並びにこれらに準ずる者（以下「直属長」という。）は、部下隊員に善行ほう賞に該当する事実があると認めるときは、順序を経てほう賞権者に上申するものとする。

2 隊員の善行を認めた者は、その都度その隊員の属する直属長にその氏名及び行為の概要を通報するものとする。但し、その隊員の属する直属長が明らかでないときは、直接その隊員の属するほう賞権者に通報することができる。

(上申事項)

第5条 前条第1項の上申には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 善行のあつた隊員の所属、官職、氏名
- (2) 善行の内容
- (3) 善行の部内及び部外に与えた影響

(4) 善行のあつた隊員の平素の勤務状況及び履歴の概要

(5) その他の参考となる事項

(善行ほう賞の実施)

第6条 善行ほう賞を実施する場合は、ほう賞権者は、善行のあつた隊員に善行ほう賞状を授与し、且つ、その旨を当該部隊等に告知するものとする。

(善行ほう賞状の様式)

第7条 善行ほう賞状の記載例及び様式は別紙のとおりとする。

(報告通知)

第8条 ほう賞権者は、ほう賞を実施した場合は、ほう賞を受けた者の任免権者（任命権に関する訓令（昭和36年防衛庁訓令第4号）第2条の規定による任免権者をいう。ただし、3等海佐以上の者については海上幕僚長とする。）に報告又は通報するとともに、順序を経て海上幕僚長に報告するものとする。

2 前項の報告又は通報には、第5条の上申事項の内容を含めるものとする。

附 則

この達は、昭和29年7月1日から施行する。

附 則〔第1次改正による改正〕

この達は、昭和31年8月1日から適用する。

附 則〔自衛隊法第15条、第16条及び第17条の2の改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達の附則〕

この達は、昭和36年6月12日から施行する。

附 則〔自衛隊法施行令第15条から第22条の5までの改正に伴う海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

1 この達は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則〔第2次改正による附則〕

この達は、昭和36年10月17日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

別紙

一 護褒第一号

善行褒賞状

第一護衛隊 警備艦 なら第一分隊

一等海曹 山田五郎

右の者は、昭和二十九年七月一日上陸中横須賀〇〇町〇〇棧橋において、海中に転落した小児を発見するや、直ちに身を挺してその救難にあたり、よく貴重な生命を救つたことは、他の模範とするに足る善行と認め、ここに褒賞する。

昭和二十九年七月十日

第一護衛隊司令

一等海佐 海野春雄

一 整理番号は、発行順に一貫してつける。

二 紙質は、上質のものを用い、B4判とし、適宜縁飾をつける。